

史跡盛岡城跡整備基本計画（案）

【概要版】

盛 岡 市

I. 計画の概要

1. 計画の目的

本計画は、史跡保存管理計画において示された保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するための基本計画を定めるものである。

2. 計画の期間

本計画の対象期間は、平成25年度から平成44年度までの20年間とし、前半の10年を第Ⅰ期、後半の10年を第Ⅱ期整備計画期間として、この期間における整備目標を策定するものとする。

また、計画期間内の実施が困難であるが、将来的に整備が必要と思料されるものについては、長期整備目標として位置づけるものとする。

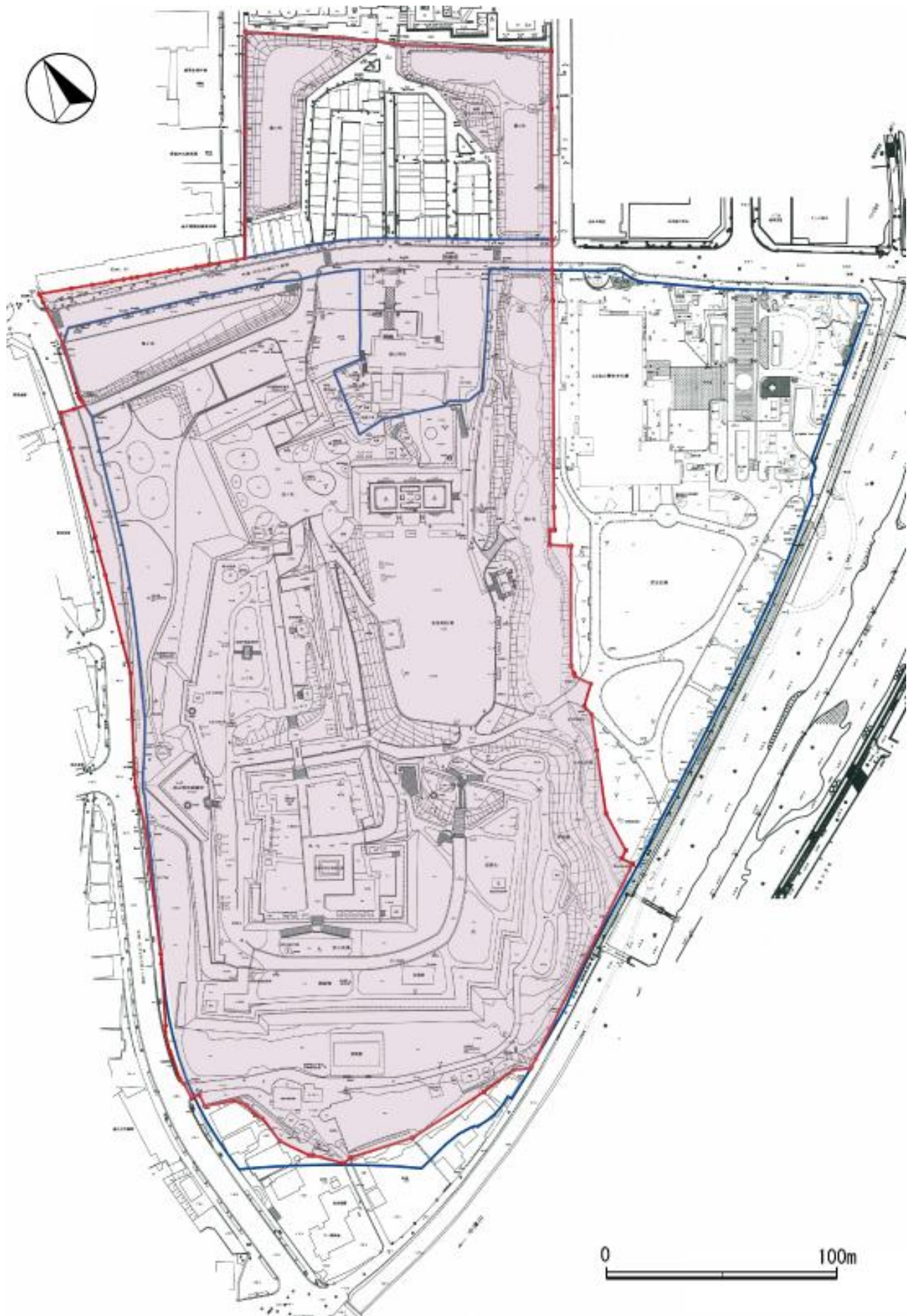
なお、本計画については、第Ⅰ期整備計画期間の終了前に、事業の進捗状況や各種調査の進展等を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

3. 計画の対象範囲

本計画については史跡盛岡城跡の範囲を対象とするが、商業地（櫻山神社参道地区：保存管理計画第4種地区）については、将来のまちづくりについて、地元関係者等との協議を継続しつつ、本市全体のまちづくりとして長期的に整備を検討する地区と保存管理計画に位置づけていることから、本計画範囲から除外するものとする。

なお、利活用の面で深く関連する史跡東側の芝生広場（旧重臣屋敷地）のほか、盛岡城の内曲輪内にありながら史跡指定地外となっている西側の内堀に相当する旧北上川河道までの範囲や史跡南側の内堀までの範囲等、隣接する地域も視野に入れた検討を行うものとする。

また、史跡と密接に関係する城下町の範囲については、『盛岡市歴史文化基本構想』において、盛岡城の総構と交通（街道・水運）に関連の深い地域を「歴史文化保存活用重点区域」とし、域内に存在する指定文化財や未指定の文化財、歴史遺産について周知に努めるとともに、積極的に保存活用を図ることとしている。



計画対象範囲

II. 盛岡城跡の特性の検討

1. 近世城郭としての特色

a. 東北有数の総石垣造りの城

盛岡城は本丸、二ノ丸、三ノ丸等主要な曲輪くまわの周囲にすべて石垣を廻らした総石垣造りの城である。これは土塁の多い東北地方の近世城郭としては珍しく、会津若松城、白河小峰城とともに東北石垣造りの三大名城に数えられているほか、財団法人日本城郭協会により日本 100 名城に選定されている。

石切丁場でもあった城内には、大形の花崗岩が「烏帽子岩」として象徴的に残されているほか、矢穴をあけながら切り出されていない転石が残されていることや、分割した石材を左右組または上下組に積上げている「ふたご石」が確認されているほか、石垣普請に携わった奉行銘が刻まれた石垣も 2 箇所確認されている。

また、16 世紀終末の築城期から 18 世紀中葉まで築造および積み直しが行われたため、場所により様々な様式の石積みを見ることができる点も特色の一つとなっている。

b. 連郭式と回郭式を合わせた縄張り

盛岡城の縄張りは、内曲輪うちくるわの最高地点に本丸を置き、北に向って二ノ丸、三ノ丸、下曲輪しもくるわが段下がりれんかくしきに連なる連郭式を基軸に、本丸背後（南側）に腰曲輪こしくらわ、二ノ丸西側に榊山稲荷曲輪さかきやまいなりくるわを構築し、さらにこの全体を一段低い曲輪が囲む回郭式（輪郭式）の縄張りを合わせた構成となっている。

本丸から下曲輪まで連続的に配置された虎口こぐちは、連郭式縄張りの様子をよく表している。特に鳩門から二ノ丸虎口までは虎口間の距離が短く、虎口の連続性が高くなっている。

また、全体の規模に比して本丸の規模が小さく、本丸内に城の施設として重要な井戸が存在しないことなどから、本丸と腰曲輪が一体の曲輪として縄張りされていたと考えられことも、特色として挙げられる。

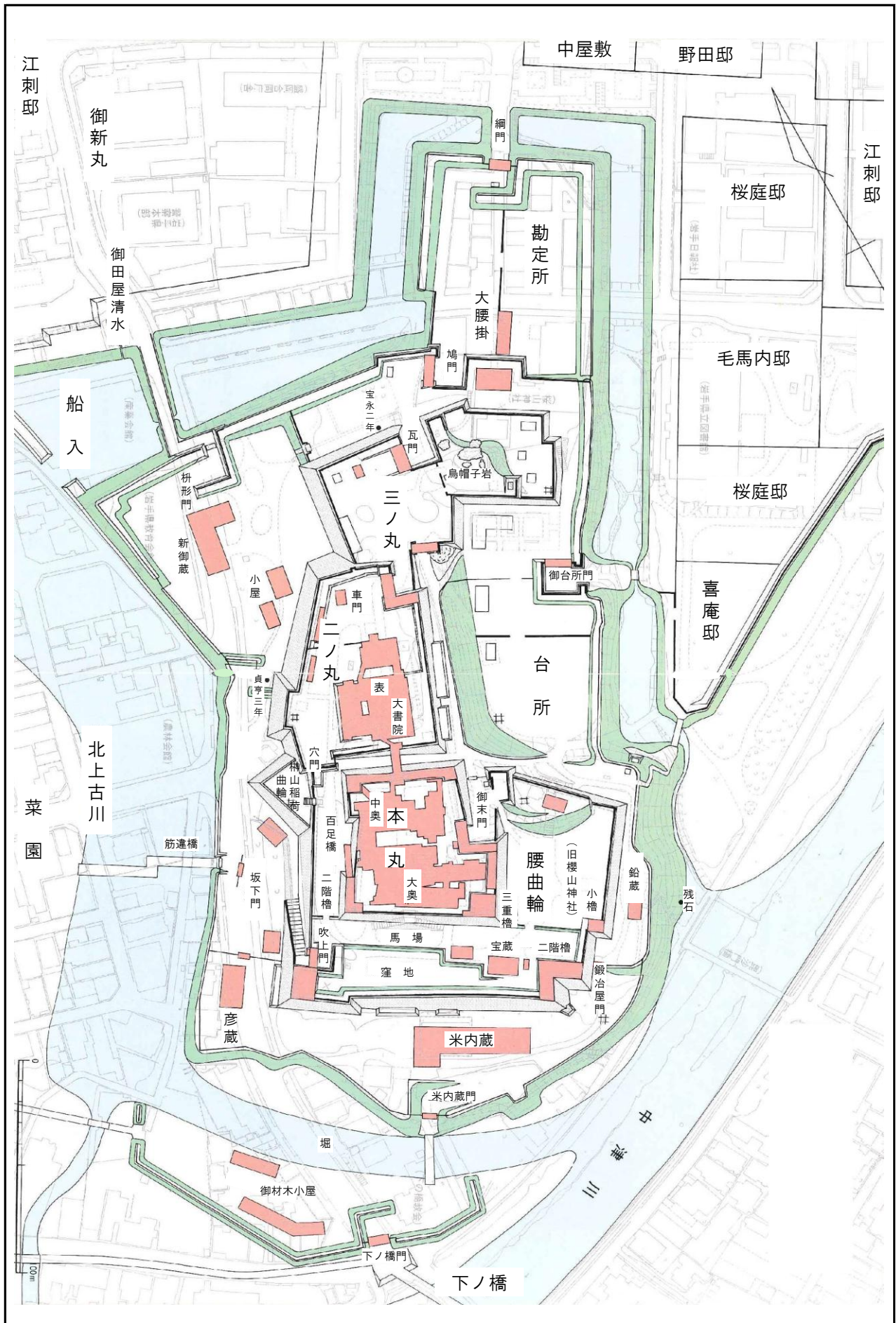
c. 特色的な建物配置

本丸と腰曲輪を一体とする縄張り上の特色を反映して、本丸と腰曲輪は百足橋によって連絡され、幕末期には本丸二階櫓・長屋および本丸御殿二階と接合するような形で、腰曲輪西側に聖長楼せいちやうろうと呼ばれる重層建物が設置された。

16 世紀終末の築城期から 18 世紀中葉まで築造および積み直しが行われたため、場所により様々な様式の石積みを見ることができることも特色の一つとなっている。

d. 船入、筋違橋など北上古川に設置された特異な施設

坂下門付近に設置されていた筋違橋すぢちがひばし、ますがたますがた門西側にあった舟入など、堀としていた北上古川ふないりに防御や舟運のための特異な施設を設置し、川を縄張りに巧みに活かしていた。



城内（内曲輪）の建物配置復元図（江戸時代後期）

※盛岡市・盛岡市教育委員会「盛岡城」（1998）発行を編集

2. 近代公園としての文化的特色

明治時代の公園整備により盛岡城跡は、一般市民や県民が憩うための公園として再生された。公園の設計にあたった長岡安平は、明治年代から大正初期の公園設計の第一人者であり、飛鳥山公園や向島百花園の改修等、数多くの公園や街路の計画や設計、改修にあたった我が国のランドスケープデザインのパイオニア的存在であった。

公園設計にあたっては、地域の自然や特色を生かすことを要諦としており、公園整備に伴う南部家と岩手県との貸借契約書において、「城域の保存」を重んじることが明記されていたこともあり、城跡の遺構を活かしながら近代的な機能を備えた公園整備が行われた。

現在残されている図面および写真から、公園の設計にあたっては以下の点に配慮が払われたことが考えられる。

a. 曲輪の広がりを活かした広場整備

曲輪の空間的な広がりを活かして、公園的な緑地広場の整備を行っている。特に台所は運動場として利用できるよう、園路等も設けずに平場をそのまま一つの大きな広場としている。二ノ丸や本丸も公園として必要な最小限の園路の設置や、緑陰・点景とする樹木を植栽しながら、緑地広場としての整備を行っている。

b. 遺構・眺望を活かした環境整備

内堀を鶴ヶ池として整備し親水空間とする、烏帽子岩と時雨の松を活かして日本庭園風の修景を行う等、城の遺構を巧みに活かした景観整備を行っている。また、岩手山や中津川の眺望を楽しめる場所を中心に、四阿を設置している。

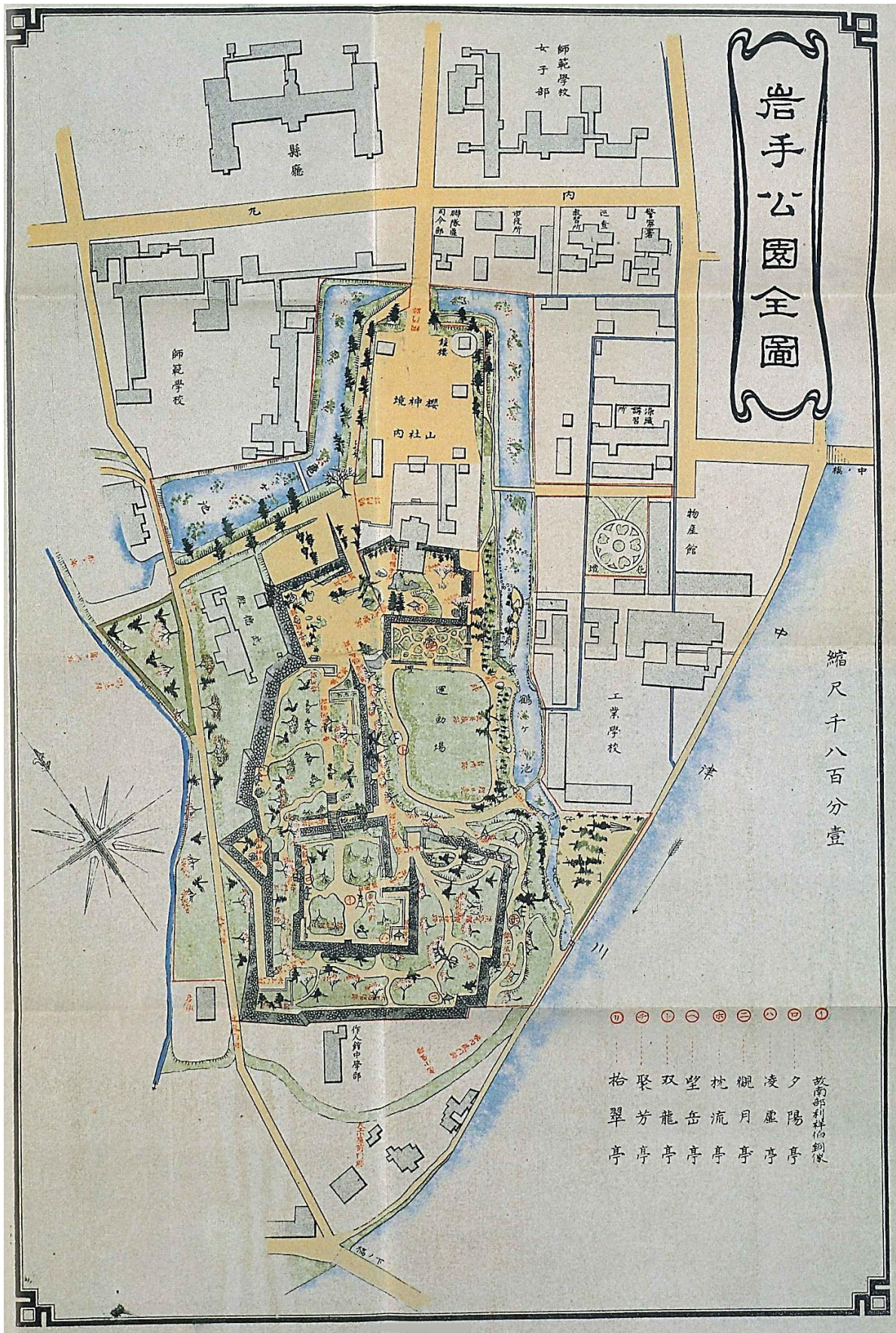
c. 季節の風趣を楽しめる植栽整備

ウメ、サクラ、モミジ等、城跡の歴史的な景観に合う樹木を植栽し、季節の風趣を楽しむことができる公園としている。また、台所には花壇を設けて近代公園的な設えで花を楽しめる空間を提供している。

d. 新たなモニュメントの創出

三重櫓など近世城郭を象徴した建物に代わり、明治期には南部中尉騎馬像を岩手公園の新たなモニュメントとなるような整備を行っている。二ノ丸側の入り口からも腰曲輪側からの入り口からも、南部中尉騎馬像がまず視界に入るように配慮したことが、古写真からうかがえる。

なお、以上のような評価があげられる反面、虎口、土塁、大書院跡の地形等が改変されたほか、動線上の利便性を高めるため、石垣の一部を改変して石階段の新設等が行われている。



開園直後の岩手公園 (図説盛岡四百年下巻 I より転載)

3. 期待される役割

盛岡市の代表的な歴史遺産として盛岡市の観光に寄与し、これにより中心市街地の活性化が図られることが期待されている。特に、盛岡城跡は市街地の中心にあり、周辺には啄木賢治青春館、岩手銀行中ノ橋支店などの文化施設、文化財等が数多く存在している。

この条件を活かし、児童・生徒が盛岡の歴史を学ぶことができ、市民が盛岡城を中心とした「まち」を学び考えることのできる場として、さらには、まちなか観光の中心的存在として機能することが求められている。こうした期待は、もりおか歴史文化館の開館に伴い今後一層強くなることが予想される。

また、豊富な緑量を持つ市民の憩いの場としての役割のほか、市街地における災害時の避難場所としての役割も有している。



巖手縣公園設計圖 (財) 東京都公園協会 蔵 (図面左が北)

Ⅲ. 課題の抽出

1. 史跡としての課題

①「城」らしい景観の欠如

廃城時に盛岡城の特徴的な建物（虎口、廊下橋等の建造物、筋違橋、舟入等）の数多くが失われたこと、明治時代の公園整備の際に虎口や土塁等の城郭として重要な遺構が撤去または改変されたこと、樹木の繁茂により盛岡城跡のなかで最も「城らしさ」を感じさせる遺構である石垣を眺望できる箇所が限られている。

このため、中心市街地のランドマークとしての象徴性に欠ける状況となっていることから、調査研究に基づいた、遺構の復元、表示、解説等を行っていくことが必要である。

②石垣の変位

石垣変位調査の結果、腰曲輪南西部、三ノ丸北部、三ノ丸南東部の3地区について変位累積が大きくなっており、震度5以上を記録する大きな地震の際に、三ノ丸北東部のように比較的大きな変位が観測された箇所もみられる。

現在のところ、平成13年度に緊急修理を行った吹上門坂石垣（明治の公園整備の際に積まれた箇所）ほどの変位量ではないことから、通常の経年変化の中では数年内に崩壊の危険があるとは考えにくい。大きな地震が発生した場合は、他の箇所より崩落の危険性が高いと推察される。また、腰曲輪南西部は、観光バス駐車帯からの主要観光ルートにあり、景観的にも来園者の不安を招きかねない状態である。災害時の広域避難所としての利活用等といった観点からも、早期の修理が必要である。

③特徴的な遺構の改変・撤去

廃城時や明治時代の公園整備、戦後の開発等により、盛岡城の特徴的な遺構（虎口、廊下橋等の建造物、筋違橋、舟入等）は数多くが失われている。本丸・腰曲輪と二ノ丸を繋いで一体的な空間として利用していた特徴的な配置をもつ建物は、廃城後にすべて払い下げが行われ撤去され、城郭の重要遺構である虎口も、鳩門や櫓形門、米内蔵門の虎口が撤去され、吹上門虎口は改変されている。内堀は特徴的な筋違橋、舟入が埋め立てにより消滅した他、残存部も戦後の都市計画道路「大通中ノ橋線」建設に伴い、堀跡に盛土がなされたことにより堀跡の連続性が遮断され、城本来の姿や堀の機能がわかりにくい状況となっている。土塁も櫻山参道地区北東部に残存する土塁等、一部を除き消滅した部分が多い。

盛岡城跡の近世城郭としての特性を表し、城としての象徴性を高めていくためにも、調査・研究に基づいたこれらの遺構の復元、表示、解説等を行っていくことが必要である。

④内堀および土塁の保全

内堀は戦後の都市計画道路「大通中ノ橋線」建設に伴い、堀跡に盛土がなされたことにより堀跡の連続性が遮断され、城本来の姿や堀の機能がわかりにくい状況となっている。また、堀跡の法面については、大半は低木の植栽がなされているが、成長した高木が眺望を遮断したり、一部倒木となる恐れがあるものも見られる等、景観の維持や安全性の確保などを目的とした植生管理が必要となっている。

水質についても悪化が懸念され、浄化装置の稼働と併せて中津川からの水量の確保や日常の清掃、沈殿している落ち葉の除去や、物理的に汚泥等を除去する方法（浚渫・池干し）等について総合的に検討する必要がある。

⑤彦御蔵の整備活用

彦御蔵は現在、城内に存在する唯一の藩政時代の建造物である。現在は、積極的な活用がされておらず、彦御蔵が位置する腰曲輪下南地区も公園の維持管理のためのバックヤードのようになっており、来園者も少ない状況である。

彦御蔵の整備活用により盛岡城跡の歴史的建造物の様子を来園者に公開し、あわせて周辺的环境整備も図っていく必要がある。

⑥調査研究の推進

盛岡城に関する史・資料については、城絵図や城下図のほか『盛岡藩家老席日記雑書』など、当時の様子や遺構の変遷を知ることのできる史料が現存している。

しかしながら、各種史・資料調査が継続的におこなわれていないことから、積極的に盛岡城の歴史的な価値を周知する取り組みとともに、城内建築物の復元につながるような未発見の史・資料の調査も積極的に行うことも必要である。

これまでに行われた発掘調査については、主に石垣修理に伴う記録保存を目的とした調査であり、調査範囲も限定的であることから、門や御殿等の建物跡が存在すると想定される範囲や明治期の公園整備の際に改変を受けた範囲を中心に、遺構の構造を明らかにするための発掘調査（遺構確認調査）を実施する必要がある。

2. 公園および観光資源としての課題

①近代公園としての文化的価値の保全

長岡安平の設計による明治時代の公園設計については、近年までその文化的価値の評価に対する視点がなかったためか、花壇の撤去や樹木の植栽、電柱をはじめとする工作物の設置等、計画性の無い改変が行われ、当初意図された景観や風致が損なわれている点も見られる。

今後、史跡の保存整備との調整を図りながら、近代公園としての文化的価値の保全のための景観整備を行っていく必要がある。

②植栽の適切な維持・管理

A. 遺構の保全及び景観の確保との調整

樹木については、来園者に緑陰を提供するという意味においても必要不可欠なものであるが、石垣上部及び石垣面には明治期以降に植樹、または自然発生した樹木が生育しており、石垣に対して悪影響を与えている箇所も見られる。また、樹木の繁茂により内外からの眺望景観が阻害されているため、城内から岩手山や中津川などの「盛岡らしい」眺望景観が阻害されているほか、曲輪の空間的な広がりを感じることできない状況となっている。

併せて、腐朽等が進み倒木の恐れのある樹木も含め、必要に応じて伐採や剪定の措置が必要である。

イ. 古木の維持・管理

藩政時代に植栽された樹木については、明治時代に払い下げや売却が行われたことからほとんど残存していないが、樹径等から三ノ丸東部及び腰曲輪西側のエドヒガンザクラが藩政時代から残存する樹木と想定される。

明治時代の公園整備の際に植栽されたウメ・サクラについては、盛岡に春の訪れを知らせるとともに、市民の憩いの場としての役割を果たしている。腰曲輪のサクラや腰曲輪下南東部のウメについては、一部で明治期に植栽されたものが残っている。

これらの古木については、貴重な遺産として保全のための維持・管理を行っていく必要がある。

③公園施設の総合的な再整備

現在の公園施設は老朽化しているものや、歴史的景観を阻害しているものが存在する。また、公園の維持管理のための施設や市民・観光客のためのインフォメーション施設等、現状では対応できない施設の必要性も認められる。

より多くの来園者が利用しやすい公園としていくため、遺構の保全と歴史的景観との調整を図りながら、エリア毎の機能・役割を整理した上で、公園施設の総合的な再整備を検討する必要がある。

3. 活用上の課題

①ソフト事業の展開

盛岡城跡では、一年を通して多くのイベントが開催されているが、より一層盛岡城跡の利活用を推進するためには、市民の関心を高めるとともに、観光客が史跡を訪れる機会を増やす取り組みを行うことが必要である。

遺構復元整備や公園施設整備といったハード面の整備だけではなく、盛岡城跡の歴史的・文化的価値を普及・啓蒙するため、遺構確認調査の現地説明会や各種研究成果を公表する機会を設けることや、盛岡城にちなんだイベントの開催等、今後整備が計画されている施設の活用も視野に入れた事業展開が必要である。

②もりおか歴史文化館との連携の強化

もりおか歴史文化館は盛岡城跡を最大の屋外展示物と捉え、盛岡城跡と一体化した運用を図ることで新たな観光スポットとしての活性化を図ることを大きな目的の一つとしている。この目的を達成するために、今後、屋外展示機能を強化するとともに、インフォメーションのあり方や、アクセス性の向上や見学ルートの設定等を検討していく必要がある。

③周辺の歴史遺産等とのネットワークの強化

史跡と密接に関係する城下町の範囲については、『盛岡市歴史文化基本構想』において「歴史文化保存活用区域」に指定されており、盛岡城跡を中核に、盛岡城外曲輪跡や遠曲輪跡、武家住宅や商家、町屋、近代化遺産等の歴史遺産について積極的に保存活用を図る範囲に位置付け

られている。

よって、当史跡のみの事業展開にとどまらず、周辺に所在する文化財等の歴史遺産等を巡り、楽しむことができる散策コースの検討、パンフレットやサイン等の再整備を行う等、歴史遺産相互のネットワークを強化するとともに、回遊しながら歴史を学習できる機能を充実させる必要がある。

4. 組織体制・維持管理上の課題

1) 整備事業の拡大等に伴う組織体制整備

本整備計画の策定に伴い、相当量の整備事業を長期にわたって推進する必要があり、専門的な組織体制について検討する必要がある。また、新たな施設や建物の復元整備等がなされた場合等、必要に応じた管理体制を検討する必要がある。

2) 維持管理業務上の課題

盛岡城跡公園は、現在指定管理者により除草や清掃、施設の維持管理がなされているが、老朽化した施設に関しては、通常の維持管理の限界も散見される。

IV. 整備計画

1. 整備目標

盛岡城跡は、江戸時代は盛岡藩の中心として、明治時代以後は盛岡市を代表する名所旧跡として、役割や機能を変えながら盛岡のランドマークとして位置づけられてきた。しかしながら、主に戦後の環境変化等により、ランドマークとしての象徴性が薄れつつある。

盛岡城跡の整備にあたっては、史跡・近世城郭としての歴史的価値と、近代以降の文化的景観の保全と調和を図りながら事業を推進することにより、盛岡のランドマークとして再生していくことを目標とする。

2. 整備の基本方針

整備目標および課題を踏まえ、整備基本方針を以下のとおりとした。

①城の象徴性を高める整備の実施

ア. 撤去・改変された遺構の整備

明治時代に撤去・改変された虎口や土塁、櫓台、地形等の整備を、発掘調査成果等に基づいて実施するものとし、曲輪ごとの歴史的景観を整備する。

イ. 歴史的建造物の復元整備

発掘調査や史・資料の調査成果に基づいて建造物の復元検討・整備を行い、史跡としての象徴性を高める。また、現存する歴史的建造物である彦御蔵を積極的に整備・活用する。

ウ. 城内外からの眺望の保全

適切な植生管理により、城郭の存在が周囲から認識できるよう眺望の保全を図るとともに、城内からの眺望の保全を図る。

②歴史的価値を構成する遺構の保全

ア. 石垣保存修理事業の推進

盛岡城跡を特色づける石垣の保存修理事業については、計画的に実施していく。特に、石垣変位調査で変位累積が大きいことが明らかになった三ノ丸北部及び西部、南東部の石垣については、安全性確保の観点からも早期に実施することを検討する。

また、雨水・雪解け等による流水により、土砂が裏込め石に流入したことによるものと思われる緩み・孕みが見られる腰曲輪北東の石垣の修復についても早期に実施することを検討する。

イ. 内堀の連続性の再現と環境保全

市道によって連続性が遮断している内堀については、長期的な視点で堀の連続性を再現していくことを検討する。また、浚渫や池干し等による水質の浄化や植栽管理による法面の保護等の保全対策を推進する。

③近代以降の文化的景観の保全

ア. 景観保全のための整備

江戸時代および明治時代より生育する古木の保全を行うとともに、明治時代の公園整備後に植栽された樹木については、近代公園の文化的景観保全の観点から適切な伐採や剪定を行い、曲輪の空間的な広がりを再生する。また、公園内の電柱や電線等、景観を阻害している施設については、その機能を損なわないような措置を講じた上で、順次撤去していく。

イ. 眺望景観の再生

本丸や二ノ丸からの岩手山、南昌山等の眺望景観については、景観を所掌する担当部局とも連携し、再生・保全に取り組む。

また、史跡南側から東側を流れる中津川への眺望については、城内からの眺望が確保できるよう、樹木の伐採・剪定等を行う。

ウ. 親水空間の再整備

鶴ヶ池沿いの樹木の間伐や剪定、園路の整備等を行い、親水空間としての鶴ヶ池の再整備を行う。

④都市公園・観光資源としての機能強化

ア. 拠点施設の整備

散策ルートのご案内やガイドの申込み等、来園者に対する総合的な情報提供及び、管理拠点となる施設の設置を行い、都市公園・観光資源としてのサービス機能の強化を図る。

イ. 解説機能の強化と散策ルートの整備

盛岡城跡の歴史的重層性を踏まえた解説ストーリー（盛岡城の縄張りや建物解説、盛岡城の石垣解説、盛岡城文学散歩等）を検討し、これにあわせた散策ルートの設定・整備を行う。

ウ. 便益施設の再整備

老朽化した施設や虎口内に設置されている施設等、史跡として相応しくない位置にある便益施設は、改修又は移転を行う。また、拠点施設へ統合可能なものについては統合を行う。

エ. 動線の整備

散策・観光用の動線にあたる園路については、より歩きやすく景観を損なわない舗装を検討する。また、台所で開催されるイベントの機材搬入や管理用車両の通行を、散策・観光用の主要動線から切り離し、より安全にスムーズに行えるような動線の整備を行う。

オ. ユニバーサルデザインの推進

史跡として可能な範囲で、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進していく。

⑤管理運営および事業推進体制の強化

維持管理および事業推進体制の強化について、整備内容を踏まえ、必要に応じて対応する。

⑥基準とする年代

近世城郭遺構（建築物・石垣等）の保存整備については、石垣の構築が完了し、内曲輪に配された各施設が機能していた廃城期（幕末～明治7年（1874）以前）の状態を概ねの基準とする。ただし、遺構の残存状況や史・資料の内容によっては、曲輪や整備地区単位において、その他の適切な年代を検討することとする。

また、近代公園としての文化的価値を保全する範囲については、当初の公園整備の意図を尊重することとし、長岡安平による公園整備（明治39年（1906））の状態を概ねの基準とする。



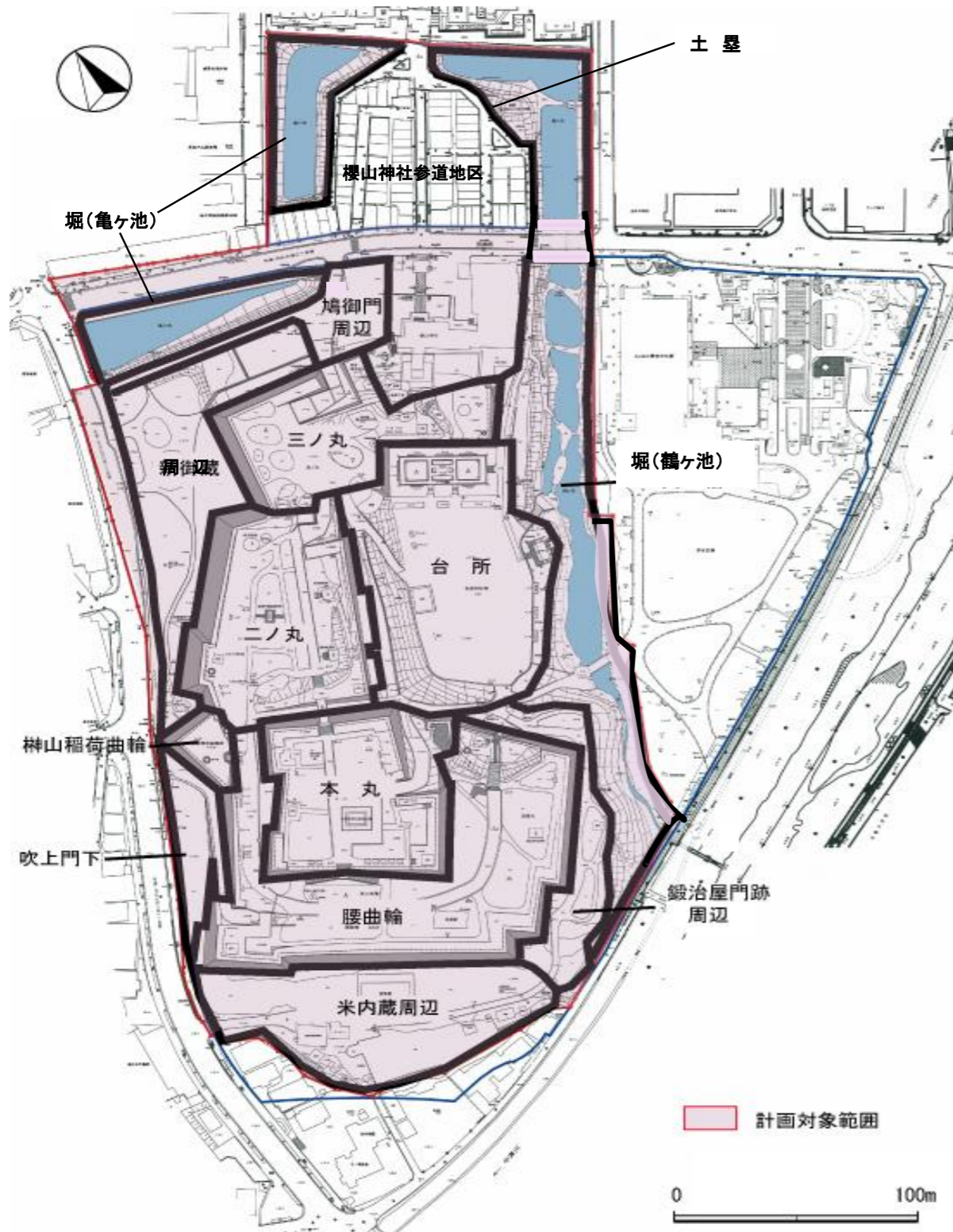
盛岡城古写真（盛岡市先人記念館 蔵）

3. 整備計画

■整備地区区分と整備内容

【整備目標】

史跡・近世城郭としての歴史的価値と、近代以降の文化的景観の保全と調和を図りながら事業を推進し、盛岡のランドマークとして再生する。



計画対象範囲と地区区分

※櫻山神社参道地区については、将来のまちづくりについて、地元関係者等との協議を継続しつつ、本市全体のまちづくりとして長期的に整備を検討する地区と保存管理計画に位置づけていることから、本計画範囲から除外する。

計画期間	第Ⅰ期整備計画 (平成25～34年度)	第Ⅱ期整備計画 (平成35～44年度)	長期整備計画 (平成45年度以降)	
整備目標	近世城郭としての保存整備と、盛岡のランドマークとして再生していくための基盤となる整備、利便性を高める施設整備を推進する。	盛岡のランドマークとして再生させるため、建物復元をはじめとした主要遺構の整備を推進する。	短・中期では対応の難しい各種整備を実施し、盛岡城跡の象徴性を高めしていく。	
整備地区	本丸	<ul style="list-style-type: none"> 本丸御殿跡遺構確認調査 ベンチの再配置 	<ul style="list-style-type: none"> 二階櫓の復元整備 廊下橋、百足橋の復元的整備 南側石段の撤去 御末門周辺石垣修理 本丸御殿の建物跡表示 	<ul style="list-style-type: none"> 三重櫓の復元(検討)
	二ノ丸	<ul style="list-style-type: none"> 石土居跡、大書院跡遺構確認調査 石垣現況調査(西側) 石垣に影響のある樹木調査、伐採 ベンチの再配置 	<ul style="list-style-type: none"> 西側石垣の修理 大書院跡の地形復元 北西部石土居の復元 土塀の復元(部分的に) 園路の再配置 	
	三ノ丸	<ul style="list-style-type: none"> 東部及び北西部の遺構確認調査 石垣現況調査(北側・西側) 北部、西部、南東部石垣修理 南東部不明門石垣復元 石垣に影響のある樹木調査、伐採 エドヒガンザクラの保全(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 櫓台石垣復元整備 	
	腰曲輪	<ul style="list-style-type: none"> 吹上門周辺、聖長楼跡遺構確認調査 北東部石垣修理 石垣に影響のある樹木調査、伐採 サクラの保全 	<ul style="list-style-type: none"> 吹上門枳形周辺及び門の復元整備 西側石垣修理 聖長楼跡遺構表示 	
	嶺山稲荷曲輪	<ul style="list-style-type: none"> 石段修理 		
	台所	<ul style="list-style-type: none"> 台所枳形跡遺構確認調査 台所枳形の形状表示(東側) 西側法面の地形保全 トイレの移転 	<ul style="list-style-type: none"> バラ園の改修 	
	新御蔵周辺	<ul style="list-style-type: none"> 北半部遺構確認調査 環境整備(修景等) 二ノ丸下トイレの撤去 		
	鳩門周辺		<ul style="list-style-type: none"> 門周辺遺構確認調査 土塁及び枳形復元 	
	吹上門下	<ul style="list-style-type: none"> 坂下門遺構表示(改修含む) 		
	米内蔵周辺	<ul style="list-style-type: none"> 彦御蔵整備(休憩所として整備) 既存プレハブ等の撤去等 	<ul style="list-style-type: none"> 米内蔵門周辺遺構確認調査 米内蔵門枳形の復元 	
	鍛冶屋門周辺	<ul style="list-style-type: none"> ウメの保全(継続) 		
	堀・土塁	<ul style="list-style-type: none"> 鶴ヶ池、亀ヶ池の浚渫または池干し、水質浄化 藤棚の改修 機材搬入動線(橋)整備 池周縁部園路整備 		<ul style="list-style-type: none"> 鶴ヶ池の連続性再現
	全域で取り組む整備内容	<ul style="list-style-type: none"> 電柱撤去、電線地中化 鉄柵の改修 拠点施設(ガイダンス・管理機能整備) 主要な園路の改修 四阿の改修 サインの整理、更新、仕様の統一 景観に配慮した樹木の剪定、伐採 	<ul style="list-style-type: none"> 柵の補修(塗装の更新等) 主要な園路の補修 サインの補修 景観に配慮した樹木の剪定、伐採 施設や樹木の適正な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 柵の補修 主要な園路の補修 サインの補修 施設や樹木の適正な維持管理
概算事業費	800,000千円	1,200,000千円	第Ⅰ期・第Ⅱ期概算事業費 200,000千円	

■第Ⅰ期整備計画期間の終了前に、事業の進捗状況や各種調査の進展等を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

V. 今後の課題と取り組み

本計画において位置づけられた事業内容については、盛岡城跡整備委員会より指導助言を得ながら事業の進捗を図るものとする。

また、事業の進捗にあたっては、下記の項目について留意しつつ取り組むものとする。

1. 関係機関・団体等との調整

本計画を具体的に進め、事業を円滑に実施していくためには、関係機関・団体との調整を図るとともに、協力を得ることが必要である。

基本設計等の策定段階において、早い段階から関係部局・団体との協議を行い、相互の共通認識の上で事業を進める必要がある。

2. 基本・実施設計の策定

事業の実現のためには、本計画において定めた整備内容について、基本設計から実施設計への段階を踏まえ、遺構の復元、地形造成、遺構の表現、施設等の整備について、遺構の保全や歴史的・文化的な景観との整合性を図りつつ、より具体的に、かつ精度の高い設計図書としてまとめることが必要である。

3. 解決すべき課題と取り組み

(1) 各種調査の実施

- ① 改変・撤去された遺構の規模、構造を把握するための発掘調査を実施する。
- ② 遺構の復元につながる史・資料の調査、研究を継続的に実施する。

(2) 石垣修理の推進

- ① 大きな地震が発生した場合、石垣の崩落する可能性が高い地点があることから、早期の修理が必要である。
- ② 石垣の修理にあたっては、解体した石材によって立ち入りが制限される範囲が発生するため、石垣の解体・復元にあたっては、長期間石材が置かれる状況とならないよう、効率よく行う必要がある。

(3) 遺構整備と公園機能との調整

- ① 遺構の復元整備にあたっては、公園としての機能や動線の確保に配慮しながら整備を実施するものとし、機能が損なわれる場合については、補完する施設等の設置を検討する必要がある。
- ② 公園施設の改修や整備にあたっては、歴史的景観に配慮した意匠のものを設置する必要がある。

(4) 歴史的・文化的景観の確保と調整

- ① 石垣に悪影響を与えている樹木に留まらず、城内外からの眺望景観や曲輪や広場の空間的な

広がりやを阻害する樹木についても、本史跡が市民の憩いの場であることを考慮し、伐採後の状況を想定したものを提示した上で、適切な剪定・伐採を行う必要がある

②遺構等の復元整備後の状況を外部から見ることができ、かつ、復元建築物等からの眺望が確保されるよう、樹木等の剪定・伐採を行う必要がある。

(5) 関係者等との調整

①整備工事にあたっては、史跡地内及び周辺の住民に対し、事業内容等を説明し理解を得た上で着手する必要がある。

②電柱の撤去や電線地中化については、設置者との協議を進めつつ機能を確保しながら整備を進める必要がある。

③整備に伴い、記念碑等の移設が必要となった場合は、設置者等関係者との協議を踏まえた上で実施する必要がある。

(6) 地形の保全

①整備が長期化することが想定されるため、台所西側の斜面等地形の保全が必要な範囲については、雨等による洗掘への対策を必要に応じて講じる。

②内堀等に見られる傾斜して生育する樹木等については、倒木等により地形の保全に悪影響が及ぶ恐れがあるため、樹勢について注視するとともに、危険の度合いによって伐採等の措置を行う必要がある。

4. 活用事業の展開

盛岡城跡では、一年を通じて多くのイベントが開催されているが、より一層盛岡城跡の利活用を推進するためには、市民の関心を高めるとともに、観光客が史跡を訪れる機会を増やす取り組みを行うことが必要である。

遺構復元整備や公園施設整備といったハード面の整備だけではなく、盛岡城跡の歴史性をより多くの市民に周知するため、遺構確認調査の現地説明会や資料の研究成果を公表する機会を設けること、盛岡城にちなんだイベントの開催等、史跡内の施設や隣接するもりおか歴史文化館と連携したソフト事業の積極的な展開が必要である。